

ストップ ザ 消費者被害

稚内市消費者被害防止連絡会ニュース No. 7 1

[事務局] 稚内市消費者センター
稚内市中央4丁目16番2号
稚内市保健福祉センター2階
電話 0162-23-4133



動画配信サイトの広告

『激安! 商品を見つけても…』
よく確認をしましょう!



「偽物」が届く通販サイトの特徴



- ◆ 販売価格が大幅に値引きされている。
- ◆ 通販サイトに記載されている日本語の字体、文章表現がおかしい。
- ◆ 販売業者の名称(会社名)、住所、電話番号などの情報が通販サイトに表示されていない。表示されても虚偽だったり、無関係情報である。
- ◆ 通販サイトで支払いが“代引き配達”しか選択できない。
- ◆ クレジットカード決済で注文したにもかかわらず、“代引き配達”に一方的に変更される。
- ◆ “代引き配達”の送り状で、「依頼人」が販売業者の名称(会社名、サイト名)とは異なっている。



“代引き配達”の注意点

- ★ 依頼人を確認し、依頼人に覚えがなければ受け取り拒否が可能です。
- ★ 家族が代理で受け取る場合は、受取人に確認してから代金を支払って受け取るようにしましょう。
- ★ 代引き配達で宅配業者等に代金を支払った後は、宅配業者等からの返金は困難です。

相談事例（稚内市消費者センター）

【相談事例】

11月初旬に動画配信サイトを見ていたところ、海外のアウトドア用品ブランドのマウンテンパーカーが『通常59,800円のところ90%引きで5,980円』という広告が表示され、販売サイトにアクセスし代引きで商品を注文した。

その際サイトの内容は細かくチェックしていなかった。2週間後に商品が届き、送料や手数料など合わせて9,405円を支払った。

開封してみるとロゴの文字が1文字違う上にブランドロゴの動物のマークがなく、“中国製”のタグが付いていた。「返品かサイズ交換したい」と連絡したところ、事業者の無料メッセージアプリから友達登録するよう指示されたが、事業者情報を調べたら“詐欺”だとわかった。

どうすれば良いだろうか？

【対処】

無料メッセージアプリで事業者から返金すると言って逆にお金を取られてしまう二次被害について注意喚起し、事業者とのこれ以上のやり取りは止めるように伝えた。また、怪しい番号からの着信があるとのことだったので、その番号の拒否設定をするなどして絶対に出ないように伝えた。消費者センターから荷物の送り状に記載の倉庫に連絡し、返金手続きをすることができた。海外の事業者なので、返金には1ヶ月半ほどかかるとのことだった。倉庫では動画配信サイトの広告からの被害事例を把握しているようで、「今後頼んでいないのに代引きで商品が届くなどの二次被害にも気をつけて欲しい」と注意喚起を受けたので、相談者にも伝えた。

動画配信サイトの広告で極端に低価格は、注意しましょう！



《 雪かきなどでお困りの方へ 》

家の前の雪や屋根の雪を除去するためには、トラックによる排雪が必要な場合があります。除排雪業者に依頼の時には



1. 必ず自宅の雪の状況を確認してもらいましょう！
2. 見積をもらい、納得の上で依頼しましょう！



契約に関する困りごとは、稚内市消費者センターへご相談ください。

稚内市中央4丁目 保健福祉センター 2階

電話 0162-23-4133・FAX 0162-23-4134

☆☆☆ 無料法律相談の活用を！ ☆☆☆

稚内市では「無料法律相談」を毎月1回（原則、第2日曜日）実施しています。

向こう2ヶ月の【実施日】：2月9日・3月9日 【予定】：4月13日

○相談時間は、午前11時から午後3時までです。（相談時間は1人25分）

○相談を希望される方は、事前に申し込みが必要です。下記へご連絡願います。

◆稚内市生活福祉部 生活衛生課 市民生活グループ 電話（直通）：0162-23-6413